

提供様式

1. 証明願
2. 特例適用農地等の明細書
3. 添付書類一覧

以上、3枚。

証明願の記入要領

本様式を印刷して、手書きにて記入するか、Wordにて必要事項を入力後、印刷してください。

提出は、証明願、特例適用農地等の明細書ともに2部です。証明願は2部とも朱印が必要です。

準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明を受け、その証明書の写し1部を、この証明願に添付して下さい。なお、この証明願を提出する時までには、準農地の証明が受けられない場合には、準農地の証明書はあとから提出してさしつかえありません。

1 「1 被相続人に関する事項」

この欄は、この特例の適用を受ける人が、次により被相続人について該当する事項を記入又は入力してください。

イ 特例の適用を受ける相続人が農地等の生前一括贈与を受けた人(被相続人から生前に農地等の贈与を受け、贈与税について納税猶予又は納期限の延長の特例の適用を受けた人をいいます。)である場合には「被相続人の所有面積」及び「被相続人が農業経営者でない場合」欄は、記入する必要はありません。

ロ「職業」欄は、被相続人の死亡の時ににおける職業を「専業農業」、「農業兼〇〇」、「〇〇兼業農業」、「無職」などと記入し、兼業の場合には、上記〇〇の部分にその職業について「××販売業」、「××農業協同組合勤務」などと具体的に記入又は入力してください。

ハ「被相続人の所有面積」欄は、被相続人が他の市町村に所有していた面積を含めて記入又は入力してください。

なお、「耕作農地」欄には、被相続人が他人から借受けて農業の用に供していた土地の面積を含め、他人に貸付けていた土地の面積を除きます。

ニ「被相続人が農業経営者でない場合」欄は、次により記入又は入力してください。

《注》被相続人が農業経営者である場合には、この欄の「農業経営者の氏名」欄に斜線を引いてください。

(イ)「農業経営者の氏名」欄は、特例の適用を受けようとする農地等の相続開始前において、被相続人が農業経営者でない場合に、その農業経営者の氏名を記入又は入力してください。

(ロ)「農業経営者と被相続人との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、上記(イ)の農業経営者が被相続人と生計を同一にしていた場合には「同居」を、被相続人と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれ○で囲みます。

ホ「特定貸付け又は営農困難時貸付けを行っていた者である場合」欄は、次により記入又は入力してください。

(イ)「分類」欄は、被相続人の行った貸付けについて該当する方を○(Wordの場合は、フォントメニューの囲み線)で囲みます(被相続人が2以上の貸付けを行っており、その貸付けの中に特定貸付け(租税特別措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けをいいます。以下同じです。)と営農困難時貸付け(租税特別措置法第70条の4第21項又は同法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けをいいます。以下同じです。)のいずれも含まれる場合には、両方を○で囲みます。)

(ロ)「貸付年月日」欄は、被相続人が行っていた貸付けの貸付年月日を記入してください。被相続人が2つ以上の貸付けを行っていた場合には、それぞれ記入又は入力してください。

(ハ)「貸付先の農業経営者の氏名」欄は、被相続人が貸し付けた農地等について、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定を受けている者の氏名を記入又は入力してください。被相続人が2つ以上の貸付けを行っていた場合には、それぞれ記入又は入力してください。

(ニ)「その他参考事項」欄には、「特定貸付け又は営農困難時貸付けを行っていた者である場合」欄の記載に関連し、必要な参考事項がある場合に記入又は入力してください。

2 「2 農地等の相続人に関する事項」

(1) 「(1) 農地等の相続人」

この欄は、この特例の適用を受ける相続人について、次により該当する事項を記入又は入力してください。

なお、「(2) 農地等の相続人の推定相続人」欄に記入する必要がある者にあつては、この欄の「左記の農地等による農業経営の開始年月日」欄及び「今後引続き農業経営を行うことに関する事項」欄は記入する必要はありません。

イ「職業」欄には、相続人のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「農業兼〇〇」、「〇〇兼業農業」などと記入し、兼業の場合には、上記〇〇の部分にその職業について「××販売業」、「××農業協同組合勤務」などと具体的に記入又は入力してください。

ロ「相続開始の時における被相続人との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、被相続人と生計を同一にしていた場合には「同居」を、被相続人と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれ○(Wordの場合は、フォントメニューの囲み線)で囲みます。

ハ「左記の農地等による農業経営の開始年月日等」欄は、次により記入又は入力してください。

(イ) 農地等の相続人が農業経営を開始する場合には、農業経営を開始する年月日を記入又は入力してください。

(ロ) 農地等の相続人が、相続又は遺贈により取得した農地等のすべてについて特定貸付けを行っている場合には、「(年号) 年月日」の文字を二重線で消し、同欄内の()内に「特定貸付け(全部)」と記入又は入力してください。

(ハ) 農地等の相続人が相続又は遺贈により取得した農地等の一部について特定貸付けを行っている場合には、当該農地等のうち特定貸付けを行っていない農地等について農業経営を開始する年月日を記入し、同欄内の()内に「特定貸付け(一部)」と記入又は入力してください。

(ニ) 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けの適用を受けていた受贈者が、その贈与者の死亡により、措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得したとみなされる場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に関し当該受贈者が農業相続人として措置法第70条の6第1項の規定の適用を受け、引き続き営農困難時貸付けを継続している場合には、「(年号) 年月日」の文字を二重線で消し、同欄内に「営農困難時貸付け」と記入又は入力してください。

ニ「今後引続き農業経営を行うことに関する事項(特定貸付け又は営農困難時貸付けに関する事項)」欄は、次により該当する事項を記入又は入力してください。

(イ) 相続税の申告期限までに農業経営を開始した人が、その後引続き農業経営を行うため、現在の住居の移転又は職業の変更等を行う予定がある場合に、それらに関する事項を記入又は入力してください。

(ロ) 相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した農地等のすべてについて特定貸付けを行っている場合には、「特定貸付け」と記入するとともに、当該特定貸付けについて、貸付年月日及び貸付先の農業経営者の氏名を記入又は入力してください(2以上の特定貸付けを行っている場合には、それぞれについて記入又は入力してください)。

(ハ) 相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した農地等の一部について特定貸付けを行っている場合には、(イ)及び(ロ)に規定する事項を記入又は入力してください。

(ニ) ハの(ニ)に該当する場合には、「営農困難時貸付けを継続」と記入するとともに、当該営農困難時貸付けについて、貸付年月日及び貸付先の農業経営者の氏名を記入又は入力してください(2以上の営農困難時貸付けを行っている場合には、それぞれについて記入又は入力してください)。

ホ「その他参考事項」欄には、「農地等の相続人」欄の記載に関連し、必要な参考事項がある場合に記入又は入力してください。なお、この特例の適用を受けるために他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記入して下さい。

(2) 「(2) 農地等の相続人の推定相続人」

この欄は、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けた受贈者が、使用貸借による権利が設定されている農地等につきその贈与者の死亡により、措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたとみなされる場合において、次により該当する事項を記入又は入力してください。

《注》上記の場合でない場合には、この欄の「氏名」欄に斜線を引いてください。

イ「相続人の推定相続人」には、当該受贈者が租税特別措置法施行令第40条の7第18項第2号の規定の適用を受けた者である場合には、同号に規定する他の推定相続人等を含みます。

ロ「職業」欄には、相続人の推定相続人のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記入し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記入又は入力してください。

ハ「今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項」欄は、推定相続人が使用貸借による権利の設定後引き続き当該農地等に係る農業経営を行っていたかどうかを記入するとともに、今後引き続き農業経営を行うため、現在の住居の移転又は職業の変更等を行う予定がある場合に、それらに関する事項を記入又は入力してください。

ニ「相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項」欄には、相続人が従事していた内容及び今後従事する予定の内容について、具体的に記入又は入力してください。

(4) 別表「特例適用農地等の明細書」

この明細書には、この特例の適用を受けようとする農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに次によって記入又は入力してください。

イ「田、畑、採草放牧地又は準農地の別」欄には、特例の適用を受けようとする土地について、相続開始の日の現況に応じ、田、畑又は採草放牧地の順に記入又は入力してください。なお、参考のため準農地についても採草放牧地の次に記入してください。

ロ「登記簿上の地目」欄は、登記簿上の地目を記入するほか、他人から借受けて農業の用に供している農地については、耕作権（採草放牧地の場合には賃借権）と記入又は入力してください。

ハ「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記入又は入力してください。

ニ「市街化区域内外の別」の「内・外」欄は、特例の適用を受けようとする土地が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する場合は「内」を、それ以外の区域の場合は「外」を、それぞれ〇で囲んで下さい。なお、租税特別措置法第70条の4第2項第3号のイ、ロ、ハに掲げる区域内に所在する農地又は、採草放牧地については、この特例の適用対象となる農地、採草放牧地である旨を証する市長等の証明書の写し一部を添付して下さい。

ホ「特定貸付農地等」欄は、特定貸付けを行っている農地等には「〇」を付してください。

へ「営農困難時貸付農地等」欄は、営農困難時貸付けを行っている農地等には「〇」を付してください。

ト「※」印のついている欄は、記入する必要はありません。

《注》次に掲げる農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記入しないで下さい。

- ① 被相続人が、その所有する農地について農地法第32条に規定する通知（同条ただし書の規定による公告を含む。）を受けた場合における当該通知に係る農地
- ② 租税特別措置法第70条の6第9項第1号に規定する被設定者（以下「被設定者」という。）が、相続税の納税猶予の適用を受ける農地について農地法第32条に規定する通知を受けた場合における当該通知に係る農地
- ③ 被相続人に対し、その所有する農地について当該被相続人に係る相続開始の日前に農地法第32条に規定する通知があった場合における当該通知に係る農地
- ④ 被設定者に対し、相続税の納税猶予の適用を受ける農地について当該被設定者に係る農業相続人に係る相続開始の日前に農地法第32条に規定する通知があった場合における当該通知に係る農地

また、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（昭和50年11月4日付け直資2-224、

直審 5-32、徴管 2-65 国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。）の記の 70 の 6－6 により被相続人を措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する「農業を営んでいた個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の 70 の 6－13 の 2 により、被相続人が、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）の規定に基づく経営移譲年金（以下「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下「特例付加年金」という。）の支給を受けるため、相続開始の日前に、当該被相続人の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族が、当該農地について農地法第 32 条の規定による通知を受けた場合における当該通知に係る農地も、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記入しないで下さい。

相続税の納税猶予に関する適格証明書

証 明 願

令和 年 月 日

土浦市農業委員会 殿

農地等の相続人氏名

印

下記の事実に基づき、被相続人及び私が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 被相続人に関する事項

住 所			氏 名			職 業		
相続開始年月日	年 月 日		農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日			年 月 日		
被相続人の 所有面積	耕作農地	m ²	被相続人が農業 経営者でない場合	農業経営者の氏名				
	採草放牧地	m ²		農業経営者と被相続人との 同居・別居の別		同居 別居		
	合 計	m ²						
特定貸付又は営農困 難時貸付けを行って いた者である場合	分 類	特定貸付 ・ 営農困難時貸付け						
	貸付年月日							
	貸付先の農業 経営者の氏名							
	その他参考事項							

2. 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

住 所			氏 名			職 業		
生年 月日	年 月 日	被相続 人との 続 柄	相続開始の時に おける被相続人との 同居・別居の別		同居 別居	相続開始前において 農業に従事していた 実績の有無		有 無
特例の適用を受けようとする農地等の明細		別表のとおり		左記の農地等による 農業経営の開始年月日		年 月 日		
今後引き続き農業経営を行うことに関する事項（特定貸付け又は営農困難時貸付けに関する事項）								
その他参考事項								

(2) 農地等の相続人の推定相続人（生前一括贈与を受けていた農地等について使用貸借による権利が設定されている場合）

住 所			氏 名			職 業		
生年 月日	年 月 日	相続人との 続 柄	使用貸借による権利の設定の年月日		年 月 日			
使用貸借に係る農地等の明細		別表のとおり		左記の農地等による 農業経営開始年月日		年 月 日		
今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項								
相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項								

上記証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、租税特別法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。

令和 年 月 日

土浦市農業委員会会長 川村剛久

印

別表

特例適用農地等の明細書

相続税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住所	※3年毎の継続届出書の整理欄				
	氏名	(第1回)	(第2回)	(第3回)	(第4回)	
相続開始年月日		年 月 日	(第5回)	(第6回)	(第7回)	(第8回)
農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日		年 月 日				
特例適用農地等の明細						
番号	田、畑、採草放牧地又は準農地の別	登記簿上の地目	所在場所	市街化区域内外の別	面積 (m ²)	※譲渡等、耕作の放棄又は買取の申し出等についての整理欄
1				内・外		
2				内・外		
3				内・外		
4				内・外		
5				内・外		
6				内・外		
7				内・外		
8				内・外		
9				内・外		
10				内・外		
11				内・外		
12				内・外		
13				内・外		
14				内・外		
15				内・外		
16				内・外		
17				内・外		
18				内・外		
19				内・外		
20				内・外		
合計						

相続税の納税猶予に関する適格者証明願

に係る添付書類一覧表兼チェックリスト

連絡先氏名	
電話番号	()

種 類		備 考	申請者 チェック欄	農 委 チェック欄
1	被相続人（亡くなった人）の戸籍謄本又は除籍謄本	市町村役場で取得してください。		
2	該当土地の評価証明書	市町村役場で取得してください。		
3	該当土地の土地全部事項証明書（原本に限る）	納税猶予対象地のすべての土地分を、法務局にて取得してください。		
4	受贈者の住民票	土浦在住の方は不要です。		
5	相続人であることを証する書類	遺言書、遺産分割協議書等 本証明願申請時には、所有権移転登記が済んでいることが原則なので、通常は不要です。 事情により、所有権移転登記前に申請する場合に必要になります。		

※上記添付資料は、1部の提出です。

●申請時の注意

- ・転用許可申請の締切は毎月25日です。（閉庁日の場合はその前日）

書類不備等により受付できない場合には翌月以降に先送りとなりますので、事前相談や余裕を持った申請を行ってください。

連絡先：土浦市農業委員会事務局 TEL:029-826-1111（市役所代表）